



令和 8 年 9 月 16 日

午前 10 時

インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の予防接種費用を助成します

市は、ウイルスに感染すると重症化しやすい小児や妊婦、高齢者の予防接種を促進するため、インフルエンザ予防接種と新型コロナウイルス感染症予防接種費用の一部を助成します。

1 対象者・助成額

種類	対象者	助成額
小児インフルエンザ	ワクチンの種類に応じて、市内に住民登録がある次の人 ^(※1) ●不活化ワクチン（腕に注射） (1) 満 1 歳～12 歳 2～4 週間の間隔で 2 回接種 (2) 満 13 歳～18 歳（高校 3 年生相当） ^(※2) 1 回接種 ●経鼻弱毒生ワクチン（鼻に噴霧） 満 2 歳～18 歳（高校 3 年生相当） ^(※2) 1 回接種	●不活化ワクチン 1 回当たり 2,100 円 ●経鼻弱毒生ワクチン 1 回に限り 4,200 円 ＊生活保護世帯と住民税非課税世帯の人は全額助成
妊婦インフルエンザ	市内に住民登録があり、母子健康手帳の交付を受けている妊娠中の人 ^(※1)	●不活化ワクチン 1 回に限り 2,100 円 ＊生活保護世帯の人は全額助成
高齢者インフルエンザ・ 新型コロナウイルス感染症	市内に住民登録がある次の人 ^(※1) (1) 65 歳以上の人 (2) 60～64 歳で、心臓、じん臓、呼吸器、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能のいずれかが身体障害者手帳 1 級に該当する人（接種時に身体障害者手帳を持参してください）	●インフルエンザ 1 回に限り 2,700 円 ●新型コロナウイルス感染症 1 回に限り 7,500 円 ＊生活保護世帯の人は全額助成

※1 原発避難者特例法で指定を受けている市町村から本市に避難している人を含む

※2 「高校 3 年生相当」とは、平成 20 年 4 月 2 日～平成 21 年 4 月 1 日に生まれた人です

2 助成期間 10月1日（木）～令和9年1月31日（日）

※インフルエンザ予防接種は9月に接種を受けても助成の対象となります

3 接種の受け方

(1) 実施医療機関に予約します

※妊婦、病気や障がいがある人は、かかりつけ医に相談の上、接種を受けてください

(2) 本人確認ができるもの（マイナンバーカードなど）や母子健康手帳を持参して接種を受けます（予診票兼接種券は実施医療機関で配布）

(3) 医療機関ごとに定める費用から助成額を差し引いた金額を支払います

4 その他

(1) 助成に関する詳しい内容や予防接種を実施する医療機関については、9月25日発行の広報いちのせき i-Style 10月号（20～21ページ）または市ホームページを確認してください

(2) 本年度からの変更点

- ・ 小児インフルエンザ予防接種の助成対象年齢を18歳（高校3年生相当）まで拡大します
- ・ 妊婦がインフルエンザ予防接種の助成対象となります
- ・ 高齢者インフルエンザ予防接種の助成額を2,700円に増額します

(3) 医師が必要と認めた場合は、インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の予防接種を同時に受けることができます

問い合わせ先

〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13-1（一関保健センター）

小児・妊婦インフルエンザ予防接種について

健康こども部こども家庭課 おやこ健康係 主任主事 菊池

Tel：0191-21-5409／Fax：0191-21-4656（こども家庭課）

メールアドレス：kodomokatei@city.ichinoseki.iwate.jp

高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種について

健康こども部健康づくり課 健診指導係 主事 千葉

Tel：0191-21-2160／Fax：0191-21-4656（健康づくり課）

メールアドレス：hokesen@city.ichinoseki.iwate.jp